

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第53号

#### 鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校、農林水産部和牛全共室、鳥取県東部総合事務所福祉保健局、鳥取県西部総合事務所福祉保健局、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンター</u>を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第12項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（12） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第8項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局</u>を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第8項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（12） 略</p> <p>（<u>総合事務所の会計係長の専決事項</u>）</p> <p>第7条 <u>総合事務所の会計係長（会計に関する事務を担当する副主幹を含む。別表第5において同じ。）</u></p>

( 出納局長等の委任決裁事項 )

第7条 略

( 代決 )

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
主幹及び副主幹	略	
	その他の事務にあっては、室長があらかじめ定める上席の職員	
略		

2 略

( 専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限 )

第9条 略

( 類推による専決 )

第10条 別表第1から別表第5までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

( 出納長の職務を代理する上席の出納員 )

第11条 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第6項の上席の出納員は、出納局に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

別表第1 ( 第4条関係 ) 略

別表第2 ( 第5条関係 ) 略

別表第3 ( 第6条関係 ) 略

別表第4 ( 第6条関係 ) 略

の専決事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

( 出納局長等の委任決裁事項 )

第8条 略

( 代決 )

第9条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
主幹及び副主幹	略	
	その他の事務にあっては、室長があらかじめ定める上席の吏員	
略		

2 略

( 専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限 )

第10条 略

( 類推による専決 )

第11条 別表第1から別表第6までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

( 出納長の職務を代理する上席の出納員 )

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第6項の上席の出納員は、出納局に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

別表第1 略

別表第2 略

別表第3 略

別表第4 略

別表第 5

総合事務所の会計係長の専決事項

区 分	会計係長専決事項
県民局企 画総務課 及び県民 局企画県 民課	1 1件10万円未満の支出（建設工 事請負費及び食糧費の支出を除 く。） 2 返納を伴わない資金前渡精算書 の確認

別表第 5（第 7 条関係） 略

別表第 6 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。